

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： 医療法人社団光仁会 _____

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[年 月 日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0833-74-0710) (月～金曜日 09:00～17:00)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 中道 泰久

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 市川医院
所在地	光市中央3丁目2番26号
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (山口県 第3571000532号)
サービスを提供する実施地域	光市・田布施町・周南市・下松市・柳井市 (但し離島を除く)

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 (常勤・介護支援専門員と兼務)

介護支援専門員 5名 (常勤・専従3名 常勤・兼務2名)

(3) 営業時間

月～土曜日 午前09時から午後05時まで

※ (日曜・祝日・12月31日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 1, 086 円 要介護 3・4・5 1, 411 円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 544 円 要介護 3・4・5 704 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 326 円 要介護 3・4・5 422 円

④ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 300 円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 250 円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 200 円

退院・退所加算 (I) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 450 円

退院・退所加算 (I) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 600 円

退院・退所加算 (II) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 600 円

退院・退所加算 (II) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 750 円

退院・退所加算 (III) 入院または入所期間中 1 回を限度に 900 円

特定事業所加算 (I) 1ヶ月につき 519 円

特定事業所加算 (II) 1ヶ月につき 421 円

特定事業所加算 (III) 1ヶ月につき 323 円

特定事業所加算 (A) 1ヶ月につき 114 円

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

苦情相談機関	担当者氏名： 中道 泰久 山方 智子
	苦情解決者： 中道 泰久 山方 智子
(連絡先電話番号)	電話番号 0833-74-0710 FAX 0833-71-2171

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

介護保険係	光市(0833)74-3003	下松市(0833)45-1831	周南市(0834)22-8467
	柳井市(0820)22-2111 (代)	田布施町(0820)52-5809	
山口県健康福祉部 長寿社会課 介護保険班			083-933-2774
山口県国民健康保険団体連合会			083-995-1010

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	中道 泰久
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8. ケアマネジメントの公正中立性の確保

ご希望があれば訪問介護・福祉用具貸与・通所介護・地域密着型通所介護については、ケアプランに位置付けられた上位三法人について別紙にてお知らせ可能です。

9. 業務継続計画の策定

(1) 感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

- ・事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため 必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・事業所は、感染対策の指針を整備します。
- ・事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の 訓練を

定期的に行います。

- ・事業所は、感染症が流行する時期等を起案して必要に応じテレビ電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。
- ・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

(2) 非常災害対策

事業所に災害に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害に関する取組みを行います。

- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難、誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業員および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

10. 当法人の概要

法人種別・名称	医療法人社団光仁会
所在地・電話	光市中央3丁目2番26号
	理事長 市川 晃
	電話 0833-72-5700

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

年 月 日

【 事 業 者 】 医療法人社団光仁会
市川 晃 ⑩

【 事 業 所 】 居宅介護支援事業所 市川医院

【 説 明 者 】 氏名 _____

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

【 利 用 者 家 族 】

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) ⑩

【 代 理 人 】

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) ⑩

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ

